公の施設の「指定管理者」を募集します！

※指定管理者制度とは、「公の施設」の管理運営を民間事業者などの団体が行うことで、市民サービスの向上や経費の縮減を図る制度です

対象施設名	対象施設住所	現地説明会	説明会申込期限	担当課
(1)くりはら斎苑	築館字荒田沢41番地	8月8日(金)午前10時から	8月6日(水)午後5時	市民生活部環境課（市役所1階）☎(22)3350 ファクス(22)0350 Eメール kankyo@kuriharacity.jp
(2)栗駒4体育施設 栗駒総合体育館（トレーニングルーム・プール含む） 栗駒野球場 サン・スポーツランド栗駒 栗駒テニスコート	栗駒岩ケ崎裏山221番地ほか	8月8日(金)午前10時から		教育部社会教育課（金成庁舎2階）☎(42)3514 ファクス(42)3518 Eメール shakaikyoiku@kuriharacity.jp
(3)小田ダム湖畔パークゴルフ場	一迫字長崎川台53番地5	8月8日(金)午後2時から		

● 共通事項

指定期間	募集要項の配布期間	応募方法	現地説明会参加方法
(1)～(2) 平成27年4月1日から平成32年3月31日(5年間) (3) 平成27年4月1日から平成30年3月31日(3年間)	8月1日(金)から9月10日(水)まで担当課で配布 ※土・日曜日を除く午前9時から午後5時まで ※募集要項、各種様式などは、市ホームページに掲載しています URL http://www.kuriharacity.jp/	8月1日(金)から9月10日(水)まで担当課へ直接または郵送により提出 ※受付は、土・日曜日を除く午前9時から午後5時まで、郵送の場合は9月10日(水)の消印有効	各対象施設の申込期限までに、担当課へ直接、またはファクス、Eメールで申し込み

あなたは受講しましたか？ ～普通救命講習開催中～

問 消防本部警防課 ☎(22)8510

突然、心臓や呼吸が止まってしまった人を救うためには、そばに居合わせた人が救命処置をすることが大切です。

万が一のときに役立つように救命講習を受講しませんか。

●日時　毎月第3日曜日　午前9時～正午
●場所　市消防庁舎3階
●対象　市内在住・在勤・在学の方
●参加費　無料
●申し込み　講習日の7日前までに、問い合わせ先に、電話で申し込みください

AEDを自主点検しましょう

AED(自動体外式除細動器)のバッテリーなどは使用期限があります。いつでも使用できるよう自主点検をしてください。　※詳しくは、取扱説明書を確認してください

【点検方法】

●毎日点検
AEDが正常かどうかを示すランプや画面で使用可能か確認してください。

●毎月点検
AEDの消耗品(電極パッドやバッテリー)に使用期限切れや、本体の破損がないか確認してください。
※使用期限は電極パッドは2～3年、バッテリーが3～5年

●使用期限の明示
分かりやすい場所にシールなどで使用期限を貼ってください。

社会保険被扶養者の特定健康診査

問 市民生活部健康推進課 ☎(22)0370
問 各保健推進室

市では、社会保険被扶養者が特定健康診査を受診できるよう、健診日を設けました。

まだ健診を受けていない方は、この機会に受診しましょう。

●期日　8月19日(火)
●受付時間
□午前9時～11時
□午後1時～2時
●実施場所　築館ふるさとセンター
●対象者　社会保険被扶養者の方のみ受診できます
※市国民健康保険加入者と社会保険被保険者(本人)は受診できません
●持ち物
□加入保険先から発行された特定健康診査受診券
□健康保険証
●個人負担　加入保険先によって負担金額が異なりますので、特定健康診査受診券に記載された金額を、健診会場でお支払いください

●注意事項
加入保険先によって受診できないこともあります
不明な場合は、加入している医療保険の事務局へ問い合わせしてください

児童扶養手当、特別児童扶養手当 現況届、所得状況届の提出

問 市民生活部子育て支援課 ☎(22)2360
問 各総合支所市民サービス課

現況届と所得状況届は毎年提出を

現在、手当を受給中(支給停止中も含む)の方は、児童扶養手当については現況届を、特別児童扶養手当については、所得状況届を提出することになっています。

これは、所得額と受給資格を確認し、今後も手当を受給できるか調査するため、毎年提出していただくものです。

受付日時、場所、持参するものなどは、各総合支所から文書でお知らせしますので、確認の上提出してください。

※提出の際に、現在の状況などについて話を伺いますので、必ず受給者本人が手続きをしてください
※提出されない場合は、受給資格があっても手当を受給できなくなります

【児童扶養手当】
ひとり親家庭の児童や、父(母)に重い障害のある児童を養育している母(父)、または父母に代わって児童を養育している方に手当を支給します。

●手当の額(現行月額)
□全部支給　41,020円
□一部支給　9,680円から41,010円
※2人目以降は5,000円、3人目以降は3,000円の加算となります
※受給者の所得により支給額が決まります
※受給者・扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えると支給が停止されます

●支払時期　毎年4月、8月、12月に指定口座へ振り込みます

●所得制限限度額（単位：千円）

扶養親族数	受給者 全部支給	受給者 一部支給	扶養義務者
0人	190	1,920	2,360
1人	570	2,300	2,740
2人	950	2,680	3,120
3人	1,330	3,060	3,500
4人	1,710	3,440	3,880
5人	2,090	3,820	4,260

※所得制限限度額は、前年の所得額で判定します

【特別児童扶養手当】
身体または精神に、重度または中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。

●手当の額(現行月額)
対象児童数と障害の等級に応じて次の手当を支給します
□1級(重度障害児)　49,900円
□2級(中度障害児)　33,230円
※受給者・扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えると支給が停止になります

●支払時期　毎年4月、8月、11月に指定口座へ振り込みます

●所得制限限度額（単位：千円）

扶養親族数	受給者	配偶者・扶養義務者
0人	4,596	6,287
1人	4,976	6,536
2人	5,356	6,749
3人	5,736	6,962
4人	6,116	7,175
5人	6,496	7,388

※所得制限限度額は、前年の所得額で判定します